

広島県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
重原 一輝	広島市安佐南区大林四一―二一―一―六	院 たかた接骨	安芸高田市吉田町吉田一八五三―四	柔道整備	平成二八年五月六日
本吉 鉄平	○―四 広島市安佐南区伴南四―二	院 もとよしてつぺい整骨	廿日市市宮内針田一四九八	柔道整備	平成二八年五月一〇日